

佐久圏域地域生活支援拠点等事業実施要領

(事業の目的)

第1条 この要領は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町及び立科町とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は佐久圏域に在住する、障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 地域の事業者が機能を分担し、佐久圏域障害者自立支援協議会等を活用しながら、面的な支援を行う体制とし、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録のうえ常時の連絡体制を確保する体制や、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能
- (2) 短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保や専門的な人材の養成を担う機能
- (5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(運営方法)

第5条 第4条に掲げる事業を運営するため、佐久圏域障害者自立支援協議会等において、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針等について検討を行う。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第6条 第4条に掲げる事業の機能を担う団体等は、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、所在地市町村に届出書(様式第1号)による届け出を行い、所在地市町村の受理により、地域生活支援拠点等を担う事業所となることができる。

- 2 佐久広域連合障害者相談支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を別記1に記載し、佐久圏域内の共有を図る。
- 3 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定ができるが、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

4 地域生活支援拠点等を担う事業所は、実施した事業の内容の記録を作成のうえ、5年間保存し、実施主体等から求めがあった場合は提出しなければならない。

5 事業所の認定手順については別表2による。

(個人情報の保護)

第7条 事業実施団体の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたって必要な事項は佐久圏域障害者自立支援協議会等にて協議を行い、定めることとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

